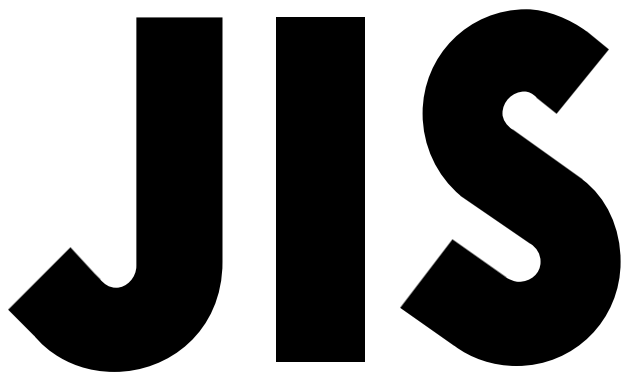




測定投影機

JIS B 7184 : 2021

(JOMA/JSA)

令和 3 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
	秋 山 進	株式会社デンソー（公益社団法人自動車技術会）
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	市 川 直 樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木 村 たま代	主婦連合会
	佐 伯 誠 治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	奈 良 広 一	長野計器株式会社
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	久 田 真	東北大学
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 29.3.15 改正：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原 案 作 成 者：日本光学測定機工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3435-8083)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 仕様	2
4.1 一般	2
4.2 構成及び主要部名称	2
4.3 投影レンズの透過照明による倍率誤差	4
4.4 投影レンズの反射照明による倍率誤差	5
4.5 投影レンズの透過照明による解像力	5
4.6 投影レンズの反射照明による解像力	5
4.7 回転スクリーン十字線の同心誤差	5
4.8 回転スクリーンの角度測定誤差	5
4.9 スクリーン十字線の角度誤差	6
4.10 倍率変換による像移動	6
4.11 精密十字動テーブルの X 軸移動方向と Y 軸移動方向との直角度	6
4.12 精密十字動テーブルの測定誤差	6
4.13 性能保証する被測定物の質量	6
5 各性能の測定方法	6
5.1 一般	6
5.2 測定温度	6
5.3 投影レンズの透過照明による倍率誤差の測定方法	6
5.4 投影レンズの反射照明による倍率誤差の測定方法	7
5.5 投影レンズの透過照明による解像力の測定方法	8
5.6 投影レンズの反射照明による解像力の測定方法	8
5.7 回転スクリーン十字線の同心誤差の測定方法	9
5.8 回転スクリーンの角度測定誤差の測定方法	9
5.9 スクリーン十字線の角度誤差の測定方法	10
5.10 倍率変換による像移動の測定方法	11
5.11 精密十字動テーブルの X 軸移動方向と Y 軸移動方向との直角度の測定方法	11
5.12 精密十字動テーブルの測定誤差の測定方法	12
6 情報提供	13
6.1 本体及び投影レンズの表示	13
6.2 使用者への情報提供	13
7 仕様への適合の検証	13
解 説	14

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本光学測定機工業会（JOMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 7184:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

測定投影機

Profile projectors

1 適用範囲

この規格は、投影レンズ、スクリーン、照明装置、精密十字動テーブル及びこれらを保持する本体からなり、被測定物の光学像を直接スクリーンに拡大投影することによって、長さ、角度及び輪郭を測定する測定投影機について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0641-1 製品の幾何特性仕様（GPS）－製品及び測定装置の測定による検査－第1部：仕様に対する合否判定基準

JIS B 0680 製品の幾何特性仕様（GPS）－製品の幾何特性仕様及び検証に用いる標準温度

JIS B 7526 直角定規

JIS B 7536 電気マイクロメータ

JIS B 7541 標準尺

JIS R 6001-2 研削といし用研削材の粒度－第2部：微粉

JIS Z 8120 光学用語

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS Z 8120** による。

3.1

スクリーン

測定対象の投影像を表示するガラス製の画面

注釈 1 回転機構及び回転角度の読取機構を備えるスクリーンを回転スクリーンと称する。

3.2

投影レンズ

精密十字動テーブル上の被測定物の拡大像を、像面位置に設置したスクリーンに、指定した倍率で投影するレンズ